

季刊

ひたすらなるつながり

vol.15

2025年2月

災害に備えて、一歩ずつ前へ

表紙イラスト atelier minori

寄稿〈01〉福祉論壇 社協と私

社会活動家／東京大学特任教授 湯浅誠さん

特集〈02-08〉助かる命が助かる滋賀へ

〜災害に備えて、あと一歩前へ〜

滋賀肢体障害者の会「みずのわ」片山雅崇さん

滋賀県 防災危機管理局 田中大さん

社会福祉法人びわこ学園 飯田京子さん

社会福祉法人慈照会 前田 岳史さん

滋賀県社会福祉士会 葛城 朋子さん

連載〈09-11〉えにしのたね えにしのめ

一人ひとりに合わせた教育を

NPO法人あめんど 理事 恒松勇さん

連載〈13〉県社協レポート

滋賀県介護現場革新サポートデスク

女性支援新法

滋賀県子ども家庭支援課長 川副馨さん

くにたち夢ファーム Jikka 遠藤 良子さん

柴田 麻里さん

コラム〈17〉おすすめ映画と本

「PLANTS」明恵 夢を生きた

「わたしはわたし。あなたじゃなご。」

連載〈18〉フォーラムひたすらなるつながり

連載〈19-20〉わたしとふくしのはなし

弁護士 土井 裕明さん

PR〈21〉えにしアカデミー

寄稿〈22〉しが福祉論壇

サンタクロースが来たよ！

えにしアカデミー 第1期生

滋賀の福祉人マスター 田中 裕さん

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 広報誌

季刊 ひたすらなるつながり

2025年2月21日発行

通巻15号

発行人 市川 忠稔

〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

助かる命が助かる 滋賀へ



～災害に備えて、あと一歩前へ～



近年頻発化している豪雨災害や、今後30年以内の発生確率が80%程度と言われる南海トラフ地震など、災害への備えは滋賀県においても喫緊の課題です。

滋賀県では東日本大震災後の2014年、現場からの声で滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議が誕生しました。災害時に要配慮者となる当事者の団体81と支援者団体、県市町の行政機関が、安心安全を一歩でも前に進めようと意見交換を重ねています。今回は、ネットワークのメンバーで滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」会長の片山さんを囲んで、私たちが今できることを話し合います。



参加者 (次ページ以降の発言では敬称略、苗字のみ表示)



片山 雅崇 氏
滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」会長
電動車椅子を使用し、1人暮らしをしている。
滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議に毎年参加。



田中 大 氏
滋賀県 防災危機管理局 防災対策室
消防・保安係 主幹
大津市消防局より出向。
平成30年西日本豪雨、能登半島地震では大津市消防局より災害派遣を経験。



飯田 京子 氏
社会福祉法人びわこ学園
知的障害児者地域生活支援センター
所長・支援統括
能登半島地震の際には、介護職員等派遣依頼を受けて現地に赴き、知的障害者を支援。

前田 岳史 氏

社会福祉法人慈照会
ケアプランセンターカルナハウス 所長
介護支援専門員(ケアマネジャー)。
能登半島地震においてはDWAT^[*]として志賀町で活動。



葛城 朋子 氏

滋賀県社会福祉士会 理事
能登半島地震により金沢市内へ避難した被災者の訪問活動に参加。



谷口 郁美

滋賀県社会福祉協議会 副会長



[*] DWAT

Disaster(災害) Welfare(福祉) Assistance(支援) Team(チーム)の略で、災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所等で災害時要配慮者(高齢者や障害者、子どもなど)に対する福祉的支援を行うことを目的として、福祉専門職などで構成するチームを指す。



社会活動家/
東京大学特任教授
湯浅 誠さん

ふくし 福祉論壇 ろんだん

社協と私

この連載も本稿が最終回となり、さて何を書こうかと思っていたら、ふと最初に社協に接したときのことが思い出された。私と社協の接点を振り返ってみたい。

最初の接点は東京・武蔵野市の社協が運営するボランティアセンター(以下、ボラセン)だった。大学入学の年、「ボランティアをやりたい」と相談に行った。1989年のことだ。ボラセンの存在など、私はどこで知ったのだろう…。覚えていないが、そこで杉並区の児童養護施設を紹介され、その後2年間、私はそこで学習支援をした。

その後はしばらく社協とは没交渉だったが、2002年くらいに東京都ボラセンで何かの実行委に関わるようになった。おそらく、当時ボラセンのフリースペースでたまに会議などをやっていた関係で、お声かけいただいたのだろう。何がテーマだったか、何を話したか、まったく覚えていないが、そういうこともあった。当時、私はホームレス支援に注力していた。支援しているホームレスの方が役所の保護課に相談に行くのによく同行した。社協はその際に「まずは社協で貸付の相談をしろ」という形で登場してくるものだった。最初は言われた通りにしたが、毎回「貸付はできません」と言われておしまいだったので、そのうち「行っても意味がない」と役所で言い返すようになった。ホームレス支援の現場で社協職員と出会うことは、私の記憶では一度もなかった。

2010年、内閣府参与として取り組んだモデル事

業を通じて、私は別の形で社協と「再会」した。生活困窮者自立支援法の元となったこのモデル事業では、島根県が手を挙げてくれて、島根県社協が受託した。窓口の相談を「視察」させてもらったとき、会長の部屋に案内された。えらく立派な部屋にいるんだなとも思ったが、そのときに会長の熱い想いを聞かせてもらったのは、私の社協イメージを少し変えたような気がする。

2011年の東日本大震災のときには、政府の震災ボランティア連携室長として被災地の社協を回った。すでに介護事業しかしていなくて、地域福祉活動はやっていないところで震災に見舞われた、という社協の声を受けて、政府内で人件費を予算措置する働きかけを行ったりした。

2016年から関わったこども食堂の関係で、私と社協の関わりはこれまでで「最大化」した。滋賀県社協ともそれがきっかけだった。今、3種類の社協があるな、と思っている。必要だと思ふことなら、行政からでも民間からでも何とかリソースを確保してきて、実施する社協。行政からの委託があるならやるよ、という社協。行政からの委託があってもやらない社協。「うちはこどもはやってない」という言い方もよく聞いた。最初に聞いたとき、すごく不思議な言葉の使い方をするなと思った。

以前に誰かが「社協は潰せないんだから、良くしていくしかないんだ」と言っていたのを覚えている。いま寝ている社協も含めて、つながりのある地域・社会づくりは、社協なくしてできるものではない、と私も思う。ますますのご活躍を祈念したい。

避難行動要支援者の現状

谷口 ▶ まずはそれぞれの立場から、避難行動要支援者となる方たちの避難そのものや避難生活、また、災害への備えについて、考えをお聞かせください。

片山 ▶ ヘルパーさんに生活を支えてもらっていますが、複数のヘルパーに入ってもらっているので、災害時に誰へ助けを求めればいいのか、不安を感じています。先日、民生委員・児童委員に声をかけてもらい、避難行動要配慮者名簿に登録しました。でも、災害時にはヘルパーも民生委員・児童委員もみなさんが被災者になります。私よりも重度の障害の方もたくさんいる中で、誰に支援を求めるとかは大きな課題で、結論は出ないと思っています。

田中 ▶ 消防が担うのは、住民同士の助け合い（共助）では救助できないような状況の方を、専門的な技術や特殊な資機材を駆使して行う救助活動です。そのため、一番大事なのは、近所の住民同士でいざという時に助け合えるよう、共助の環境を地

域でつくることだと思います。

能登半島地震の被災地は、地域コミュニティがしっかり残っていません。「あそこの家のおばあちゃんいないな」と誰かが気づき、消防団が確認に行くと、避難ができずに家にとどまっていたことがありました。どこの家にもどんな人が住んでいるか、さらに言えば普段どの部屋で生活しているかなどを地域で共有できる関係性の大切さを感じました。

飯田 ▶ 私の所属する知的障害者の通所事業所で、利用者家族を対象に災害時の避難に関するアンケートを実施しました。福祉避難所の認知度が低いことや、「高齢者等避難」が発表された時に避難するつもりでいる方が半数以下であると分かりました。また、避難によって本人が不安定になることや、障害特性によって周りの人に迷惑をかけるかもしれないことを理由に避難をためらう方が多くいることも明らかにしました。

加えて、避難時には支援が必要な障害者が世帯にいないことを自治会などへ情報提供してよいと考えている人が多かった一方、

「災害時にはみんな手いっぱいだろうから助けてとは言いがたい」という回答が印象的でした。**片山** ▶ 当事者としては、災害が起きた時に「絶対自分は助かる」とは今のままで思えないし、最悪のケースも仕方ないな、というのが正直な感情です。なかなか助けを求められないし、自分でも逃げられないから、「逃げ遅れた時は諦めない」と仕方ない」という障害者の声も多く聞いています。公助・共助・自助すべてのバランスが大切だと思っています。

能登半島地震での経験から

谷口 ▶ みなさんは、それぞれの立場で能登半島地震後に被災地を訪れていますね。日頃の自分の仕事に引き寄せて、どんな思いを持ち帰ってこられましたか。

飯田 ▶ 能登半島地震の際、1・5次避難所^{※2}へ行きました。そこには、グループホームを含む多機能型事業を利用する方が避難されていて、当事者や家族、



職員30名ほどが力を合わせて生活していました。その後3月に2次避難所を訪れると、住み慣れた町を離れた生活になりながらも、新しい支援者と関係性を構築していて、助け合っている様子が見られました。「『地域』での助け合い」とよく言いますが、近所の人たちなど狭い意味での「地域」だけではなく、少し離れた「地域」の人たちとのつながりも、大規模災害の際には必要なのだと思います。

前田 ▶ 能登半島地震の時にはDWAATとして1次避難所へ行きました。DMAATやDHEAT、DPAT^{※3}などさまざまな団体が一堂に会した支援者ミーティングが毎日ありました。阪神・淡路大震災の際にはこれほど多くの専門職組織が災害後すぐに被災地へ入ることはなかったのですが、この30年で専門職による支援体制が進歩したと感じました。しかし、住民からは「いろいろな人から同じことばかり聞かれる」という声も聞かれ、ケアマネジャー（以下、ケアマネ）は専門職同士のつながりを生み出して、円滑な専門職連携を助ける職業

のひとつであると再認識しました。専門職がそれぞれの役割から一歩踏み出し「越境」することで、縦割りの制度や専門職同士が、はざまなくつながり合うことができると思います。「受援力」という言葉もありますが、「助けて」と誰もが言えるようになるには「助けて」と言っている人が必要だと思おうので、ケアマネもその一員である意識を持ちたいと思っています。

葛城 ▶ 能登半島地震では、石川県地域支え合いセンター金沢の支援相談として賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）を訪問しました。地元を離れて避難し孤独を感じている方が、同じ地域から来た人と知り合いたいという声を聞きました。「同じ町から避難されている人が隣に住んでいますよ」と言いたいのですが、個人情報保護の観点から、支援相談員の立場からは伝えることができず、もどかしさを感じました。また、被災者でありながら支援者でもある、という方もおられました。ご自身も避難所で生活

する中、仕事として被災者訪問を行なっている、という具合です。そのような状況で長期間の支援にあたってしていると、支援者自身も精神的・身体的な疲労が蓄積し、よい支援ができなかつたり、過労により倒れたりしてしまうことも考えられます。被災者の声を聞いて支援することもちろん大切ですが、支援者自身も助けてほしい時には助けてと早めに言うことが大事だと感じました。そして、最近の災害時には全国各地からたくさんの応援が駆け付ける仕組みができていることも支えとなります。全国に仲間がたくさんいると思うことが、継続的な支援には重要だと思います。

谷口 ▶ 福祉分野でも災害時の応援派遣の仕組みが構築されてきた今、被災者を真ん中にした、より効果的な専門職同士の連携が求められますね。

【*1】1・5次避難所 能登半島地震では、被災した高齢者等要配慮者の災害関連死を防ぐために、石川県が「2次避難所」への受け入れを進めたが、調整がつくまでの間、一時的に過「す場」として設けられた避難所

【*2】DMAAT 災害派遣医療チーム

DHEAT 災害時健康危機管理支援チーム

DPAT 災害派遣精神医療チーム



助手席に座る防災訓練中の田中さん



高度救助隊在籍時の防災訓練風景（中央：田中さん）

田中さんの防災訓練風景



被災地支援中の前田さん



愛知DCATとしがDWATメンバー(左端:前田さん)
第8クール:志賀町富来活性化センター



志賀町地域リーダーとして活動(右から2人目:前田さん)
第13クール:志賀町地域交流センター



片山さん



前田さん

自助の意味

前田 私が関わっている利用者さんで、片山さんと同じように電動車椅子を使って1人暮らしをしている方がいます。夜間に高齢者等避難情報が発令されたことがありましたが、開設された避難所2カ所のうち1カ所は道中が暗くて行きにくい、1カ所は遠いということで、結局避難せず、その日は市内に住む親族が泊まることで対応しました。避難所の場所や移動距離、道中の環境などを支援者それぞれが考えておく必要があると感じました。

能登半島地震後に被災地へ行った際、道路が波打っている状態で、不用意に走ると車のタイヤがパンクするような状況でした。このような被災状況で夜間に利用者宅や避難所へ向かうことは、二次災害の危険もあると感じました。他にも、喀痰吸引が必要な方や人工透析を利用している方など、道具や電力が欠かせない利用者さんは、災害時にどう支援するのか、すでに対策を考えているであろう訪問

看護事業所とも連携しながら、支援者が共有する必要があると考えています。

私の事業所では、ケアプランに緊急時の対応方法と避難先を記載し、ケアプラン作成時に避難所やハザードマップについても利用者へ周知しています。すでに作成している計画に、災害に備えた要素を追加するだけでなく、他の地域での展開も難しいことだと思っています。

葛城 私は職務として後見人などの仕事をしているので、緊急連絡先に名前を書かれる側の立場です。仮に15人の緊急連絡先に名前が載ったら、15人から連絡がくるけれども、私も自身の生活もありますので、実際には対応しきれません。また、能登半島地震によって能登を離れざるを得なかった障害者などの話を聞くと、「誰が避難してきても支える。動ける人が動いてなんとかする」という意識をみんなが持っている必要があると感じました。そのためには、具体的なケースを例示しながら当事者の話を聞き、一緒に悩むことがまずは大事かなと思います。

かのような内容を記載することは意味があると考えています。

前田 東近江圏域ではケアマネ協議会と薬剤師会とで、利用者の緊急時の対応をスムーズにする方法を話し合った際、お薬手帳にケアマネの名刺を挟もうという話になりましたが、実際のところそれを周知徹底できていません。「これを見れば支援者や家族など関係者が分かる」というものを携帯してもらうことは必要ですね。障害者手帳であれば、どのような障害があるのかもわかりますし、いいアイデアですね。

次の災害に備えたアイデア

片山 アイデアのひとつとして、障害者手帳や障害サービス受給者証、介護保険証などに災害時の避難先や緊急連絡先などを記載できないかと当事者団体で話しています。特に障害者手帳は常に持ち歩いているので、自分が誰で、どんな支援が必要か、どこに避難するのかなど、分

谷口 防災や福祉などの公的支援活動がより早く対応していくには、住民自身も自分のため、近隣のためにできることをしようということですね。消防の立場からいかがでしょうか。

田中 核家族化が進み、地域との関わりも希薄化していることに加え、阪神・淡路大震災をきっかけに全国的に普及した自主防災組織のメンバーも高齢化が進んでいます。一人ひとりが共助の意識を持つとともに、公助・共助の前にまずは自助が大事だと伝えることが重要だと思っています。

2013(平成25)年の台風18号の際、119番通報が100件以上入り、出動し続ける状況でした。私に向かった現場では、家の裏の斜面が崩れて土砂が家屋に流入し、生き埋めになっている人がいる状況でした。9時間ほど土砂を撤去して、何とか救助できました。土砂災害が警戒され、家からの避難ができない状況の時には、斜面から離れた側に避難することが推奨されています。この方はその知識がなく、斜面側の窓際で休ま



葛城さん

葛城 朋子



田中さん



滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議の様子

高城 田中さんの指摘を踏まえると、「防災手帳」に自分の情報をまとめておくということではなく、誰かと「防災手帳」を交換し合うことを目的としてもいいのかもしれない。渡す方も受け取る方も、「防災手帳」を交換し合うということはそれなりの関係性ができているはずで、その関係性をつくるのがゴールで、「防災手帳」がその手段になるのかもしれない。



くれ」という家族もいます。とは言え、日頃の支援を通して、支援を受けながら暮らしている人がいること、そして支援者が知ってもらいたいということも大事なのだと思います。

谷口 たくさんの「次の災害に備える」アイデアが出てきました。災害時のことだけを考えた取り組みではなく、日頃の生活・支援の中で、少しでもいいから災害時を考えると、姿勢が求められると感じました。今後いつ起こるか分からない災害に備えて、一歩ずつ前へ進みたいと思います。今日はありがとうございました。



谷口



飯田さん

片山 災害時要配慮者の中には、障害者手帳をお持ちでない方もいらっしゃるのですが、自分の情報などを書き込むことができ「防災手帳」のテンプレートを県に作ってもらいたいですね。

前田 「防災手帳」に二次元コードを付けて、ハザードマップを見られるようにする、ということもできそうです。

谷口 なるほど。個別避難計画を作成しても、それを普段本人が持ち歩くことはないですよね。運転免許証くらいの小さいサイズで、自分で書き込んで作る「防災手帳」であれば、財布などに入れて常に持ち歩けます。災害時に救助をする立場から見ると、「防災手帳」は有効に活用できそうですか。

田中 どんな災害の際もそうですが、やみくもに全域で安否確認をするわけではなく、地域住民から情報を得て、逃げ遅れている可能性の高い場所から搜索します。近所さんに自分の存在を知ってもらって、さらに言えば普段はどの部屋で過ごしているかなどを知ってもらうことが大事だと思います。



そういう細かい情報を知っている人を1人でも2人でも増やしていくと、救助隊が到着した時に、早く救助に入ることができ、「防災手帳」も活用して、他の人と情報共有することが求められると思います。

片山 正直に言うと、すぐにそのような関係性をつくることは、今の社会では難しいと思います。核家族化やマンション住まいが増えている中で、どこで寝ているのか、細かい情報を地域にオープンにできる環境が少ないのではないのでしょうか。その環境を少しでも広げることが災害時要配慮者支援ネットワーク会議の役割じゃないかと思っています。

飯田 先述のアンケート結果からも分かったことですが、自分の状況を知ってもらうことを拒んでいるわけではないですが、災害時はみんなが被災して大変な思いをするので、その状況で「助けて」とは言えない気持ちだろうと思います。「お互いさま」というよりは「一方的にお世話になる」という気持ちはどうしても強くなっているのではと感じています。

谷口 当事者が地域の人に情報を伝えて、助け合える関係性の方を1人でも増やしていくにはどうしたらいいでしょうか。

片山 先ほど出ていた「防災手帳」を広めていくことは、当事者団体の役割かなと思います。



飯田さんの働く大津市立やまびこ総合支援センター地震火災訓練風景



地域で生活されている障害児者の方々の総合支援施設「やまびこ総合支援センター」では定期的に防災訓練を実施しています。

(左上写真) 4階建ての館内から駐車場へ1次避難。避難者は普段と違うことを受け止めるのに時間を要します。

(右上写真) 医療的ケアが必要な方の避難は、非常電源の確保や天候などで避難場所も変わってきます。

(右下写真) 寝たきりの方の避難は2人介助で抱き抱えて担架へ。





一人ひとりに合わせた教育を

NPO法人 あめんど 理事 恒松 勇さん



大津市を拠点に、親子や若者たちの一歩を支えるNPO法人「あめんど」。フリースクールをはじめ、居場所活動や就労支援などを通して、誰もが自信を持って成長できる場を提供しています。活動の原点とこれまでの歩み、大事にしている思いを、理事の恒松勇さんに聞きました。



福祉現場の気づきから実践へ

現行の制度で解決できない生活課題、地域の福祉課題に気づいた「滋賀の福祉人」たちが、課題解決に向けて実践しているさまざまな取り組みをご紹介します。



め みんなと同じじゃないとダメ？
一人ひとりに合わせてつくる事業

保育園と並行して提供していたのが、学童期の子どもたちの教育プログラムです。運営のきっかけは恒松さんの長女の言葉でした。あめんど立ち上げの前、恒松さん夫妻は一時期アメリカやカナダに暮らしていました。そこで、学校に通学せず、家庭に拠点を置いて学習するホームスクーリングに夫妻は出会っています。「日本と違い、あらゆる取り組みを使って家庭での学びをサポートする文化が現地にはありました。肌の色がみんな違うし、服装や髪型も、あらゆる自由だから長女は、日本人であって1人の生徒として、そこにいることができたのです」ところが、帰国して日本の学校に行くと、全く違いました。「ここでは、みんなと同じじゃないとあかんのやっつて」。そのことにショックを受ける娘の姿を見て、恒松夫妻はフリースクールを始めようと決めました。「当時は教育委員会や学校の

理解は進まず、折り合わなかった。でも、制度が整うのを待っていると、子どもの成長には間に合わないですよ。仕方なく、折り合わないまま進めました」日本人だけでなく、いろいろな国の子たちも参加し、それぞれのゴールに合ったカリキュラムを作り出しました。不登校の受け皿として、居場所だけでなく、食事も教育も提供し、難関高校や大学にも送り出しました。「学校から外れてしまっても心配ない、そう思いましたね」徐々に発達障がいも認知され、配慮が必要だという動きになり、その後、不登校も増えていきます。その頃から学校との連携が進み、今は学校の方から紹介されるようになっていきます。あめんどの活動は、その子のニーズを見極めてサービスを始めていくスタイルで進んでいきました。1人のために始めると、他にも必要な人がいると分かり、事業化することで助成金の対象にもなります。事業をやりたいから人を集めるのではなく、ニーズに合わせて事業をつくる。だから形がアメーバ的で、時々

たか

子どもたちが自由に感情を表現し、
のびのび育つ、手作りの保育園づくりから

今年の2月に20周年を迎えた「あめんど」は、理事長で妻の恒松睦美さんと夫で理事の恒松勇さん、2人の子育て中の気づきをたねとして認可外保育園から始まりました。

最初は、自分たちの子どもを認可保育園に預けていた恒松夫妻ですが、少しモヤモヤしていました。「お母さんたちが保育園にお迎えに行くと、『楽しかった？』『楽しかったよ』というやり取りがあります。でも現実は、楽しいだけでなく、けんかしたり、泣いたり怒ったりもあるはず。心では泣いていても暴力に走ってしまったり、怒っているのにヘラヘラ笑ったりするのはなく、喜怒哀楽を自由に表現できた方がいいのにな」と。そのためにも、もっと子どもたちと一緒に時間を過ごすことが必要では、という気持ちを持つようになり、「自分たちが理想とする保育園をつくれなにか」と考えます。当時の仲間には保育士

がいたこともあり（現在もあめんどの中心スタッフ）、大津市南部の田上地区で5人の園児の保育からスタートしました。

遊具がなければ手作りし、豊かな自然の中で自由に感情を表現し、子どもたちはのびのび育っていきました。「社会性は育まれるのでしょうか」と尋ねられたこともありましたが、異年齢の小さな集団にも、縦の関係は存在していました。「お母さんたちの言う社会性とは、きっと集団性のこと。社会に出ても、必ずしもいつも集団ではない。自分で取捨選択していく生き方ができるためにも、『自分』を深めた方がいいですよ、と伝えていました」

その後、2011年に現在の場所（大津市野郷原）に移転し、保育園から「プレ・スクール」へと形を変え、お母さんたちも一緒に保育に関わっていくようになりま

で規模も変わるのが特徴です。続ける中で、経済的な貧困の家庭への学習支援や子ども食堂、トワイライトステイ*、さらには若者の就労などにもニーズが見え、事業が増えていきました。「似た属性の人ばかりが集まるグループではなく、いろんな人と交わることが大切。それを可能にするのが居場所づくりの事業だと思っています」

*トワイライトステイ
親が就労などで夜遅くにしか帰ってこない、または病気や障害を持っていて十分な関わりが持てない家庭の子どもを対象として、地域でつくる夜の居場所づくりの活動のこと。

あめんどのサポートで、さまざまな活動にいきいきと取り組む子どもたち



令和7年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険 検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険)
ホームページ

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

< SJ24-10057より抜粋 >



失敗しても傷ついても、次の挑戦ができて、自信がつく。
誰もが成長を実感できる居場所

法人名の「あめんど」は、アーモンドの意味です。地味でどこにでもあるような木だけれど、観察するとさまざまな気づきがあった、という聖書の話にちなんでいます。「地味で何もない」ではなく、見過ごしてしまいがちな何気ないことからの気づきを得られるような団体にしたい」という思いが込められています。

恒松さんたちは、自らの法人を「雑居ビルのような法人」と表現します。ニーズに合わせて、いろんな資源を組み合わせているが、その「雑居感」こそが活動の真骨頂です。「当事者の抱える課題は重層的で複合的。人間はいろんな課題を持っていて、本来はひとつの事業にその人がうまく収まるわけがないんですよ」。規模は大きくないけれど、いろんな資源があることが強みなのです。

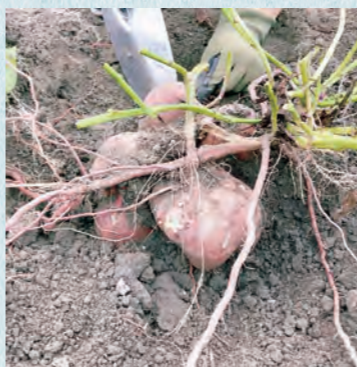
近頃は、いくつかの団体と連携して、3人で1人分の仕事をしてもらう「3個1就労」にも取り組んでいきます。雇用ではなく謝金という形で、小さな仕事を集めています。

「失敗が許されない社会の中で、子どもや若者は不安で傷ついて、何をするのも恐れていきます。でも、ここでは人間関係も含めて失敗が許され、修復や修正ができて、次に挑戦できる。それが自信につながっていきます」。法人スタッフも、試行錯誤しながら進んできました。

活動のキーワードのひとつに、「安心」があります。「ここに来る多くの子どもたちは、表現が苦手で安心感を持っていない。『友達100人』という歌があるけれど、100人は多すぎる子どもでも、少人数なら、自己肯定感や自己効力感を持つことができる。そこから自信や勇気を持ち、安心につながると思うのです」。

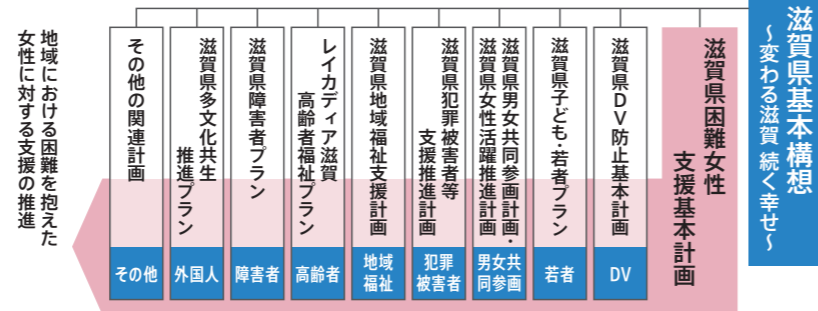
あめんどは、「社会の『しんがり』として、後ろの方を歩いている子どもたちの背を押しながら後ろを守る団体だ」と恒松さんは言います。置いていかれがちな子どもたちにも、創意工夫で積極的な学びの提供をします。そこで大事になるのは、「ここには楽しいことがある」ではなく、「いかに楽しむかという心」。ポジティブで豊かな空間が、あめんどにはあります。

恒松さんが目指すのは、子どももお母さんもスタッフも、「誰もが成長を実感できて、社会的包摂を目指す居場所」であり、「区別はあっても差別がない、分け隔てがない社会」です。「僕たちが当然だと思っている社会のあり方や仕組みに、『本当にそうなのか』と問いかけることも必要ではないでしょうか。あめんどは、新しいことを聞いたり、気づいたりする中で、今までと違う物差しで世の中を見られる「発見の場」でもあるのです。



畑を始め(写真左上:収穫したサツマイモ)、できた野菜を乾燥させ(写真左下:野菜乾燥機)、移動販売まで(写真右)

2024(令和6)年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が施行されました。この法律に基づき、女性支援は、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規程し、国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることが明記されています。



「滋賀県困難女性支援計画」の他の計画との関連イメージ

困難な状況にある女性への支援

滋賀県子ども家庭支援課長 川副 馨

女性への支援は、1956(昭和31)年に“売春をなすおそれのある女子の保護更生”を目的とする「売春防止法」のもと“婦人保護事業”として始まり、その対象をDV被害者や人身取引被害者、ストーカー被害者など拡大してきましたが、根拠法である「売春防止法」そのものが抜本的に見直されることはこれまでありませんでした。

しかし、この間、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などさらに多様化・複雑化・複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことで、孤独・孤立対策といった視点も含めた新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

「売春防止法」を根拠とした従来の枠組みによる対応の制度的限界、女性への支援を包括的に提供する新たな枠組み構築の必要性などが指摘され、「売春防止法」からの脱却を目指す動きが強まり、2022(令和4)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。この法律は、「困難な問題を抱える女性*」への支援のための施策を推進することで、女性の人権が尊重され、女性が安心・自立して暮ら

せる社会の実現に寄与することを目的としています。なお、施策推進にあたっては、先駆的な支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れることが期待されています。

滋賀県において、困難な状況にある女性からの相談**は年々増加し、同時に暴力被害など安全・安心を脅かす相談も増加しています。そうした状況を踏まえ、2024(令和6)年3月に「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定しました。滋賀県では「困難は自ら抱えるものではない」との視点から、計画の名称において「困難な状況にある女性」と表現しています。

計画では、「女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす」ことを基本理念に掲げ、①早期把握 ②居場所づくり ③相談支援 ④一時保護 ⑤被害回復支援 ⑥生活支援 ⑦同伴児童等への支援 ⑧自立支援・アフターケアと8つの段階に応じた支援を推進しています。

それぞれの女性の置かれた状況に応じ、適切に支援するためには、行政機関、関係機関および民間団体が連携することが重要です。今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

* 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を言います。
** 女性相談支援センターに寄せられた相談。

県社協レポート

滋賀県社会福祉協議会では「ひたすらなるつながり」の理念のもと、福祉関係者や地域のみなさんとともに、さまざまな事業を実施しています。このコーナーでは本会の取り組みや職員の思いを紹介します。

(レポーター:福祉用具センター 吉田 拓矢)



介護現場における業務の負担軽減と質の高いケアの実現を支援する

滋賀県介護現場革新サポートデスク

日本では少子高齢社会が進み、生産年齢人口が減少し、働き手の確保がますます難しくなることが予想されています。一方、高齢化に伴い介護ニーズの増加が予想されており、大きな社会構造の変革期を迎えています。

こうした状況下で、滋賀県は介護版「三方よし」の実現を目指すことをビジョンとした「介護現場革新プラン」を2024(令和6)年4月1日に制定。①支え手である職員が、専門性を活かし働きやすい状態にすることで、②受け手である利用者が質の高いケアを受けられる状態をつくるとともに、③十分な介護職員が確保され、必要な時に必要なサービスを受けられる社会をつくる、という手順で取り組みを推進しています。

取り組みを円滑に進めるため、介護現場革新に資するさまざまな支援を一括して取り扱うワンストップ型の窓口である「滋賀県介護現場革新サポートデスク」を滋賀県より本会が受託し、昨年11月11日(介護の日)に開設しました。

「介護現場の生産性向上って何からやればいいのか?」「介護ロボット・ICT機器ってどんなものがあるの?」「課題が何かわからない」など、こんなお悩みはありませんか?介護現場でのお困りごとについて、まずは、お気軽に滋賀県介護現場革新サポートデスクまでご相談ください。



(上)体験展示会 (下)しが介護現場革新アドバイザー

専門相談支援 サポートデスク職員や県内の介護団体から推薦いただいた「しが介護現場革新アドバイザー」が、機器の導入をはじめ、業務改善の取組事例や介護ロボット・ICT機器の活用方法など各事業所の困りごとの相談に対応します。

研修企画・開催 介護現場革新や業務改善の必要性や方法、先進事例などを広く普及・啓発することを目的とした研修を開催します。今年度は3回実施しました。

体験展示会 介護ロボット・ICTの周知を目的に、関連機器の展示会を開催します。今年度は、2024年8月20日に米原市役所で開催し、100名を超える方に来場いただきました。

試用貸出支援 介護ロボット・ICTの普及を目的に、機器に関する相談対応やメーカー企業の紹介、機器の試用・貸し出しを行います。

関係機関連携 経営に関することや人材確保に関することなど、相談内容に応じて、関係機関を紹介します。

【所在地】 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

【開所日時】 月～金曜日の午前9時～午後5時(年末年始は除く)

【相談方法】 TEL 090-7407-5318 FAX 077-567-3967 ☑ kaigosupport@shigashakyo.or.jp

ホームページ <https://www.shigashakyo.jp/kaigosupport/> (問い合わせフォーム有)

女性支援の現場から

くにたち夢ファーム Jikka
(第10回糸賀一雄記念未来賞受賞)

責任者 遠藤 良子さん



女性支援、隠して逃がす 支援の限界

戦後、福祉六法^{※1}が整備されていきますが、そこに「女性福祉」の考え方はありませんでした。家庭において、妻、母、娘といった女性はケアする側として位置づけられていて、そもそも女性に福祉が必要だという認識がなかったのだと思います。今回の女性支援新法は、女性の福祉に焦点を当ててやっとなってきた法律で、女性に対する見方を変える点で画期的。課題はまだ多く残りますが、一歩前進したと感じています。

DV被害の相談に来る女性にはよく「自分ができないから」「妻として能力がないから自分が悪い」と話します。社会の中で、性別役割分業として家庭内の面倒なことが全部妻の役割とされ、女性が家族全部を丸ごと見なくてはいけないと思込込

んでいるでしょう。

また、DV被害にあった女性を隠して逃がしても、自立生活ができないと夫のところに戻ってしまいます。結局、「夫がいなくて何もできないんだ」と、二重三重に自分は駄目だと思つてしまつて、女性は少しも元氣にならない。行政の女性相談員を務める中で、そもそも逃がすという発想自体がおかしい、いくら隠して逃してもイタチごっこだと思つたのです。

私は、DVの被害者を「かわいそうな弱い人」と捉えています。長い間、怖い夫のDVに耐えながら、子育てして、家事をして、働いてきた、実はすごい力のある人だと捉えています。そういう力があつたから今まで生き延びてきたと捉える力がなくて夫の言いなりになつてきた駄目な人と捉えるかで、全然印象が違います。

ガラス張りの居場所

Jikkaの建物はガラス張り、外から丸見えで出入りも自由です。それを見て行政の方はギョツとされる。セキュリティは？監視カメラは？警察との連携は？こんなところでDV被害者の支援ができるのかと言われま

すが、私はこれまでのシェルターの概念を変えたかった。DV夫の中には、ストーカーのように追跡してくる人もいるけれど、大半はそうではない。家庭では暴力的なのに、外では「いい人」を演じている人の方がほとんどです。隠れ

て逃げるから追いかけてるのであって、こちらが堂々としていれば、意外と追つてこないことが多いのです。

最初は実験的だったし怖かったけれど、それを理解してくれる仲間がいました。続けていくうちに、行政側も理解してくれるようになった。また、Jikkaは地域の女性たちとは、支援する／されるではなく、地域の女性の居場所として誰でも入れて、女性たちが、つらいことも、うれしいことも共感し合つて、助け合つて、支え合う場としてやってきました。一番大事なのは、被害当事者たちが、普段は当たり前の生活をして、いざという時に、頼れる場所があつて、助けられる人がいるということ。「1人で何とかしなさい」ではなく、みんな支え合う。「頼っていいんだ」と思えば、自然と自信もついて、元氣になつて

いきます。今も課題はたくさんありますが、Jikkaという居場所は、間違つてなかつたと私は実感しています。

社会全体の問題として

女性の10人に1人がDVを受けているという調査もあります。DVは、社会構造やジェンダーの問題であり、家族のあり方や男性中心社会が変わらない限り問題がなくなりません。DVを受けた個人の問題だとするのはなく、女性を取り巻く社会問題のひとつがDVだと捉えないと、女性同士でも分断されてしまいます。

自分がひどい目に遭つた時に助けられる人がいたら助けてもらえばいいし、ひどい目に遭つている人がいたら今度は自分が助けてあげればいい。地域の女性たちの間にこういう関係性をつくっていかないと、いつまでもたつても被害を受けた人助

ける人、関係ない人と分断されて、社会全体の問題にならない。あなたも私もいつそなるかわからない、みんなの問題だと捉えて、みんな助け合う社会にしていかなければならないと思います。

社会を変えていく運動として取り組まなければ、本当の女性支援にならないのではないかと思います。

協働のあり方

URとの提携事業

コロナ禍に、国土交通省がUR都市機構の空き部屋10室を住宅確保要配慮者に対して安く貸す事業をしようとして運営団体を募集していました。でも、家賃は1室あたり毎月5万円としても、月50万円。その時はJikkaではできないと思つていました。そうしたら、国立市の議員さんが国立市社協にその話をして、社協の担当者が「国立市にはJikkaという支

援団体があり、あそこなら何かできるかもしれない」と直接URに問い合わせをしたこと。「モデルケースとして、まずは一室からでもいい」という話になりました。

その時、たまたま5人の子どもがいる女性を支援して、広い部屋がほしいタイミンダだったため、これはやるしかない、と思ひました。その女性と5人の子どもたちが、背中を押してくれたのです。以降、この事業は8室まで増えました。民間団体は公的機関の下請けになりがちですが、私たちは、こちらから条件を出して、対等な立場で連携しています。行政は、制度や事業をつくることはできませんが、法的にいろんな制約があつてできないことが多いのが現状です。一方、民間は当事者の意向に寄り添つて、それを実現するための支援ができる。対等な立場

での連携と協働を保ちつつ、それぞれの役割を果たす必要を感じています。

女性支援新法、 これからの課題

この法律ができて厚生労働省の中に女性支援室ができました。しかし、都道府県や市区町村レベルでは、母子相談員が女性相談員を兼務したり、女性相談員がいることを周知できていなかったりと、大きく変わったとは言えないのが現状で、まだまだこれからだと思います。私は、市区町村には、1人でもいいから女性相談支援員を置き、専門の部署をつくる必要だと思ひます。女性相談支援員も、必要な手続きをするだけでなく、地域に行つて、女性支援をしている民間団体と連携したり、他の公的機関につないだり、使命感を持って取り組んでほしいと思つています。

他県の単身の女性からこのような相談電話がありました。やっとの思いで就職できそうだけど、緊急連絡先がないために内定取り消しになりそうなので、名前を貸してほしいとのこと。「お顔も見えないまま電話1本で緊急連絡先はなれません。1回でいいから来てください」と言つて来てもらい、緊急連絡先になりました。高い飛行機代をかけて、たった1時間面談するために東京の国立まで来る勇気があるかどうか、決断の本気度を確かめたかった。Jikkaではそういうやり取りをしています。



Jikka広報担当 柴田 麻里さん

※1生活保護法(50)、児童福祉法(47)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(64)、旧称は母子福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法(63)、身体障害者福祉法(49)、知的障害者福祉法(60)の総称。カッコ内数字は施行年で、いずれも1900年代。

※2本人を取り巻く環境や生活スタイル、交友関係等について本人や家族等から情報を集め、生活状況の評価を行い、必要な支援を見極める。

フォーラムひたすらなるつながりからの問題提起

「コスパ」「タイパ」という言葉を、よく耳にするようになった。「コストパフォーマンス」と「タイムパフォーマンス」のことだが、「これらの概念は、福祉とは相容れない部分があるのではないか」と、運営委員から毎度のように声上がる。

「コスパの良い福祉サービス」は、「良い福祉サービス」と同義だろうか。福祉サービスの向上とはどのようなものを指すのかを考えてみたい。支援者の立場、支援を受ける立場、そして、法人や事業所を経営する立場、それぞれの視点で見ると、その答えは違ったものになるかもしれない。

支援を受ける利用者にとって大事なことを優先すると、コスパの悪いサービス提供になってしまいがちだ。制度中心の福祉が主流の中では、真摯に目の前の誰かのために動こうとすると、制度に収まらず、無駄が出る。人間は、制度に合わせて生きていないからだ。「この人のために」を優先するのは、ゆとりがなくてはならないし、働く人の

使命感やある種のボランティア精神に頼らざるをえなくなる現状もある。法人や事業所は経営が厳しくなるリスクもあり、そのような職場で働きたい人が少なくなるかもしれない。

支援現場では、1人の利用者に対して手間暇をかけない方が働く側の負担が少なく、働きやすくなるという見方がある。ただ、それが利用者にとって、社会全体にとってベストな選択なのか。あるいは、働く人自身のやりがいや成長につながるのか。

決められた仕事をきちんと、効率よく進める力も大事だが、それが働く喜びにつながるには限らない。枠組みや制度を超えて知恵や工夫を凝らし、少し難しいことに挑戦して失敗しながら学んでいく過程は、年齢に関わらず人を成長させる。成長することができるが増え、仕事の幅が広がって楽しくなるだろう。長い目で見ると、福祉サービスの向上につながるような福祉人材が育つ、とも言える。AIが発展してきたこれか

らの時代には、特に、工夫する力や自分で成長する力も大事になってくる。

「何のために福祉業界で働くのか」を考えると、自分の価値観が見えてくるはずだ。生活費や教育費を稼ぐこと、自分の時間や家族、健康を守ることが大事なタイミンングもあるだろう。一方で、「自分が誰かの役に立っている」という実感や、「ありがとう」と言われる喜び、やりがいのために福祉の仕事を選ぶ人も、きっといる。

人材不足が叫ばれる中で、サービスを提供する人も受ける人も豊かに過ごせる方法は、あるのだろうか。目先のことだけでなく先を見通すゆとりが、福祉業界に必要だろう。

フォーラムひたすらなるつながりは2023年6月に発足した研究会で、福祉活動家の渡邊光春と6人の運営委員が毎月1回の例会で福祉現場の課題や問題意識を共有しています。



PLAN 75

▲あらすじ▼

満75歳から自らの生死を選べる制度「プラン75」が可決された日本で、高齢を理由に仕事を解雇され、住む場所も失いそうになったミチは制度への申し込みを検討し始める。一方で、制度を利用し、死を選んだお年寄りをサポートするコールセンターで働く瑤子や、市役所の申請窓口で働くヒロムは、制度への疑問を強めていく。

作中のお年寄りたちは、自ら制度の利用を決断しますが、実際には制度の利用を社会に選ばれているように映ります。制度に申し込んだあとも、「やめたくなかったらいつでもやめられる」と選択の自由を提示されながらも、実際にはやめる選択肢が選べないよう巧妙に社会に誘導されていくのです。

一種のディストピア映画ですが、高齢化が進み、政治家からも「安楽死」という言葉が発せられるような今の日本で、この作品は本当にディストピアと言えるのか、近い将来の日本の姿を描いているのではないかと、思われる怖さのある作品です。

©2022「PLAN 75」製作委員会/Urban Factory/Fusee
 発売元:株式会社ハピネットファントム・スタジオ/販売元:株式会社ハピネット・メディアマーケティング



Blu-ray & DVD 発売中
 Blu-ray: 5,500円(税込) DVD: 4,400円(税込)



わたしはわたし。あなたじゃない。
 ~10代の心を守る境界線「バウンダリー」の引き方~

著者: 鴻巣 麻里香 / 出版社: リトル・モア

▲あらすじ▼

友だち、親、先生、SNSが…毎日しんどい。本当は嫌なのにNOと言えない。そんな人間関係に悩む中学生から大人まで、そのモヤモヤの正体をリアルな日常の事例をもとに、バウンダリー(自分と相手の境界線)を糸口にひもときます。



「みんな仲良く」の呪い/有害な男らしさ/アウトティング/毒親/ブラック校則/性的同意/スマホルール…これらのキーワードを見てモヤモヤしない人っていますか? 「デートで壁ドンされた」「親に進路を反対された」などのエピソードを「バウンダリー」の視点でポイントを整理(子ども用・大人用あり)。その上で具体的な対応や注意点(子どものスマホの位置情報共有は権利侵害!)について書かれています。まるで整理収納アドバイザーのようにモヤモヤが整理されてすっきり。イチ押しの1冊です。



明恵 夢を生きる

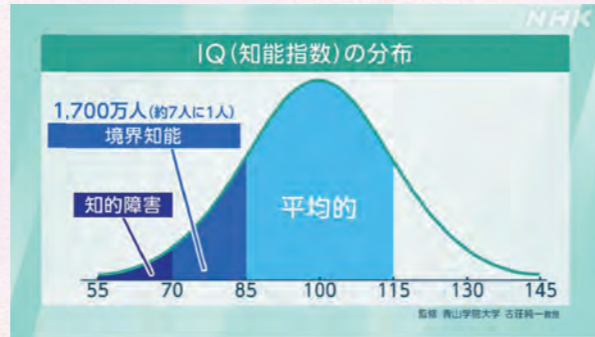
著者: 河合隼雄 / 出版社: 京都松橋社、講談社

▲あらすじ▼

高山寺の開基である明恵上人は、実に40年にわたり自分が見た膨大な夢を記録しました。ユング心理学者の河合隼雄氏が、その数々の夢の意味を丹念に探り、分析を行って、夢を生きた明恵上人の深層心理を解き明かしています。



本書には、明恵の捨身の試みや耳を切るなどのすさまじい体験の他、遠隔地や暗闇を見透かすテレパシー現象、予知夢や入滅時の超常現象など、不思議な事象が多数出てきます。人が深い無意識層まで下降すると、「もの」と「こころ」の境界が曖昧になり、こうした現象も起こり得るそうです。それでも明恵の思考は極めて合理的で現実的であったとされています。執筆に8年かけ、著者の人生の転機ともなったとされる本書は、完成度が非常に高いとされています。



福祉に関わる方が
どのような想いを持っているのか。
このコーナーでは、普段なかなか
“聞けない声”、“届かない声”に
焦点を当て、さまざまな立場から
福祉に関わられている方の
想いを伝えていきます。

今号は、障害のある人や高齢者の
権利擁護、生活困窮者の悩みなど
福祉に関わる数多くの問題に
取り組んできた土井裕明弁護士に
お話をうかがいました。

わたし はなしの ふくしの



弁護士
土井 裕明さん

福祉に関わる事件を 手がける経緯

大学時代には経済学を学び、卒業後は司法試験の勉強をしながら3年間労働基準監督署(以下、労基署)に勤め、その後弁護士になりました。福祉関係の仕事に携わるようになったきっかけは、知的障害のある人たちが雇用する滋賀の会社社長が従業員を虐待し、障害年金を横領していた「サン・グループ事件」です。虐待された人たちは、その実態に疑問を感じ、「おかしい」と投書をしていただいたのに、匿名の手紙で事実関係が不明という理由で、労基署は何の対応もしなかったのです。

私はもともと労基署の職員で、職場の不満をむやみに訴えるような投書も多かったため、投書の多くに取り合わない実態を知っていました。ただ、現実にはひどいことが起きているかもしれない。そこで滋賀県内を調査すると、知的障害がある人の関わる事件がポツポツ出てきて、そこから、障害のある人の事件を多く手がけるようになりました。

弁護士になって5年目くらいの
ことです。
障害のある人の支援をして
いる人から「面倒な相談をして
もいいですか?」と依頼がきます。
そんな時は、「しょうがないな」
と言いつつ、実は頼ってもら
えてうれしい気持ちになるん
です。

必要なことは 「丁寧に見ていく」こと

さまざまな事件や裁判に関
わってきましたが、印象に残っ
ているのは、障害年金の支給打
ち切りをめぐる問題です。これ
まで支給されていた人たちが、
突然不支給になる事態が起こり、
処分取り消しの訴訟を提起しま
した。6人の知的障害者が原告
の集団訴訟で、不支給の決定を
取り消す判決が下りました。

裁判所での証人尋問で、原告の
障害レベルは丁寧に見ていか
ないといけないと感じました。原
告である障害のある人には日常
的に支援者がついていて、サポ
ートを受けています。例えば「美
容室の予約は自分で取れます」と

いう人でも、支援者が美容室
に先に電話をかけ、「今から
何分後にこの人から予約の
電話が入ります」と、事前に
連絡をする。その状況で電話
をかけるとスムーズに行く。
この状況は、本人からすれば
たしかに「自分で予約を取れ
ます」だけれど、その背景に
あるものが全く見えないま
ま誤解されてしまうことも
あります。

「自分でご飯を食べられま
す」も同様です。目の前に用
意された箸と茶碗を持って「ご
飯を口に運ぶ」ことと、献立を考
えて材料をそろえて料理し、茶
碗に入れてそれを食べた後、片
付けをするという「食事」の一連
の行為とは全然違う。
障害当事者の「できます」を鵜
呑みにして生活実態を想像でき
ていないと、「この人は自立し
ている」と判断され、障害年金が支
給されないことがあるのです。

重罰化よりも 適切な更生支援へ

知的障害のある人は、被害者

にも加害者にもなりやすい実態
をご存知ですか。受刑者のIQ
検査結果を見ると、一番多いの
は80台です。100が平均です
から、傾向としては、知的障害が
あるかボーダーラインの人が多
いということですが(上図参照)。
再犯防止の観点からも更生支
援は重要で、社会福祉の専門家
にチームに加わってもらって取
り組みを進めています。被告人
や被疑者を見る目は、弁護士と
社会福祉士では異なります。弁
護士の焦点は、主に事実関係で
すが、社会福祉士は、その人の生
育歴や障害の程度、事件の時の
生活環境を評価します。医療に
つなげる必要があるのか、短期
的、中長期的にはどんな支援体
制が必要なのか分析してもらい、
更生支援計画を裁判所にも示し、
実際にその計画に従って支援し
ていく取り組みです。

これまでは制度がなく、社会
福祉士への費用を各弁護士が負
担していました。しかし、それ
は継続性がないので、日本弁護
士連合会が負担する仕組みをつ
くりました。その効果もあり、更
生支援への社会福祉士の参画が

全国で広がりがつつある状況で、
今後は国に費用負担を働きかけ
ていくつもりです。
来月6月に施行される改正刑
法も「悪いことをした人は刑務
所で懲らしめる」という考え方
から、立ち直っていきけるよう
な支援プログラムをたくさん受講
させる方向性です。

罪を犯さずとも 生きていける社会に

今問題になっている闇バイト
も、「困っている人の犯罪」とい
う点で共通しています。収入を
得るのが難しい社会情勢の中
で若者が生活に困窮して追い詰
められています。場合によっては
借金もあり、それでも「助けて」
と言えず、自分で何とかしよう
と、犯罪に加担してしまう現状
があります。だから、「闇バイト
はけしからん」の前に、若い人が
そういう状態に追い込まれない
ようにするのが先でしょう。な
ぜこういふことが起きるのか考
えれば、厳しく処罰しても駄目
なことにはつきりしています。
「闇バイトでもやらないと生き

ていけない」と思わない社会、障
害のある人が事件を起こさな
くてもうまくやっていける社会を
つくるのが重要です。
「絶対に犯罪を許しません」と
いう滋賀県のスローガンがあり
ますが、「罪を犯した人を許さな
いでおこう」というメッセージ
になってはいけません、私は思
います。罪を犯した人はいった
ん刑務所に行くけれど、「その後
は一緒にやろう」というのが社
会的包摂ではないでしょうか。
大変な罪を犯した人も立ち直
れるように、同様の事件が起こ
らないようにする方向にみんな
進んでいきたい。望まず風俗の仕
事をする人や、闇バイトをして
しまう人たちが、「そんなことを
しなくても、この世の中はなんと
か支えてもらえるんだ」と信じ
られるように、世の中の側が
変わることも大事だと思うのです。





えにしアカデミー
第1期生
滋賀の福祉人マスター
田中 裕さん

ふくし **しが**
福祉論壇
ろんだん

サンタクロースが来たよ！

昨秋に学童のキャンプに同行した。寒空の下でも楽しかったキャンプファイヤーが終わり、ロッジに帰る途中「園長先生、サンタクロースって本当にいると思う？」と小学校高学年の児童がおもむろに私に聞いてきた。小学校高学年にもなると、サンタクロースの存在について疑問を持つ年頃だろうかと思ひながら、「〇〇君はどう思う？」と聞いた。「うん・・・」と答えにくそうにしている。そこで私は、サンタクロースの存在の真偽ではなく、話題を変えて「プレゼントのリクエストはあるの？」と聞いた。すると彼は、恥ずかしそうに「あの大きな体のサンタクロースにぎゅっとしてほしい」と小さな声で言った。なんだか心をわしづかみされ、不覚にも目頭が熱くなった。その後、集団から離れ、暖炉の前でいろんな背景を持つ彼とひとつずつつひもときながらじっくりと話をし、30分後には彼も私も笑顔になってロッジに帰った。

後になって考えてみると、暗い道で安全に子どもたちを移動させ、入浴・就寝準備の見守りをしなければならぬタイミングだった。しかし、彼の「サンタクロースいると思う？」の問いに「いると思うよ。次、入浴だからその準備をしようね」と受け流すようなことをせず、彼の本当の欲求は、物やお金ではなく、ご両親とのスキンシップやコミュニケーションで、そのことをサンタクロースの存在に置き換えて私に訴えてきたのだと気づけて良かったと思った。

子どもや保護者らの何気ない言葉や行動(サイン)から、本当のニーズを見極め、最も適切な関わりを行い、子どもや保護者とともに専門職も笑顔になる。この一連の流れが福祉職としての醍醐味であり、やりがいにつながると今回の件で改めて感じた。

私は修了論文で、「専門職のやりがい」は「専門職としての誇り」につながり、やりがいと誇りは、専門職がいきいきと楽しく福祉の仕事を行うためのモチベーションになることを明らかにした。そして「毎日の仕事はきつくて疲れるけれど、子どもや保護者たちの笑顔を見ると元気が出てくる」といったさまざまなポジティブな効果も期待され、それが、組織へのコミットメント、仕事のパフォーマンスや自発性の向上、離職率の低下、健康増進などの相乗効果へとつながり、専門職に従事しているという意識向上や「やりがい」の深長につながることも改めて実感した。今後もエンパワメントとワーク・エンゲイジメント*の効果を高め、専門職としての気づきを大切にしながらやりがいと誇りを持って自身と専門職仲間が笑顔で働ける環境を整備していきたい。

最後に、年末に冒頭の小学生が、満面の笑顔で手を振り、走りながら「サンタクロースが来たよ～」と伝えに来てくれた。

※エンパワメント…その人の持つ能力や可能性を引き出すこと。
ワーク・エンゲイジメント…仕事に対して従業員が前向きに取り組む、充実している状態のこと。

えにしアカデミー

「えにしアカデミー」は、滋賀の福祉人が一段の高みを目指し、ソーシャルワーク論から福祉政策論までの広い視野で学ぶ「創造実践の道場」です。豊富な知見をもつフェロー(学識経験者)のもとで、これまで培ってきた知識や経験をもとに、お互いの考えや思いを交わし合い、切磋琢磨しながら、これからの福祉現場をリードするジェネラリストを目指しています。

「えにしアカデミー」による“学び”と“実践”の高まり
～滋賀の福祉の未来を拓くリーダーを目指す～

本会および滋賀県は、「えにしアカデミー」による“学び”が“実践”を高め、滋賀県全体のさらなる福祉の向上や福祉の仕事の価値向上へとつながっていくよう、地域実践で活用できる助成事業や価値のある実践を続ける事業所を広く発信するための推奨事業を実施しています。

学生 & 聴講生 募集

第5期生は2025年5月頃に
募集開始予定！

えにしアカデミーに入塾していない方でも聴講生として登録をしていただくことで、えにしアカデミーの講義を視聴し、学べます。

詳細は「えにしアカデミー」ホームページから
<https://enishi-ac.jp>

- 1期生：28名修了
- 2期生：14名修了
- 3期生：15名受講中
- 4期生：13名受講中



明日の福祉をけん引する「滋賀の福祉人マスター」と
その実践を応援する助成事業

17事業所が活用
(令和5年度)

「えにしアカデミー」で2年間の研修課程を修了すると、本会会長より「滋賀の福祉人マスター」の称号が授与されます。さらに、ここでの学びを生かした地域および事業所での知識や技術の波及、福祉人材育成等の実践に活用いただける助成金として、3年間で最大25万円(1年目5万円、2・3年目各10万円)の「滋賀の福祉人マスター在籍事業所への助成事業」を実施しています。

本助成事業はさまざまな取り組みに活用されています。地域住民と施設・事業所をつなぐサロンやワークショップの開催、職場内研修のさらなる充実のための外部講師への謝礼や機材の購入、職員の資質向上のための外部研修などへの参加など多岐にわたります。



助成金を活用した事業



滋賀の福祉をリードする事業所広く発信
「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業

今年度推奨式 2月25日
14事業所を推奨

「滋賀の福祉人マスター」を中心とした福祉現場をリードする実践が、事業所から地域、全県へ展開され、県内どの地域でも質の高い福祉サービスが提供できる「滋賀の福祉」を実現することを目的とし、本会と滋賀県の協働で「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業を実施しています。この取り組みにより目指すのは“学び”と“実践”の好循環です。